

令和8年1月21日

各私立保育事業実施施設・事業所
設置者・管理者様

岐阜県子ども・女性部子育て支援課長

「保育士特定登録取消者管理システムの活用等に関する調査」への協力依頼について

令和6年4月1日から、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等に係る「保育士特定登録取消者管理システム」が稼働しており、保育所等では、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、システムを活用することが義務付けられているところです。

この度、システムの活用開始から1年が経過したことから、システム活用対象施設・事業を対象に、「法令上の義務やシステムの認知度」、「システムの利用登録・活用実態」を把握することを目的とした保育事業調査の実施について、こども家庭庁から依頼がありました。

つきましては、別添の国依頼文によりアンケートにご回答いただくとともに、保育士特定登録取消者管理システムの適切な活用についてご協力を賜りますようお願いします。

なお、アンケートの回答にあたり不明点等がございましたら、下記にお問い合わせいただきますようお願いします。

記

○問合わせ先（こども家庭庁委託先）

株式会社CCNグループ 担当：安岡、西本

メール：hoiku2025@ccn-g.co.jp

対応時間：平日 9時30分～17時00分

○特記事項

県からこども家庭庁に対して、対象施設名、住所、メールアドレス等を共有しており、アンケート未回答の施設・事業に対して個別に回答依頼が送付される場合があります。

子ども・女性部子育て支援課保育支援係	
TEL	058-272-1111（内線3536）
FAX	058-278-2880
E-mail	c11236@pref.gifu.lg.jp